

令和2年6月市議会 教育厚生委員会資料

第104号議案 令和2年度長崎市一般会計補正予算（第8号）

目次

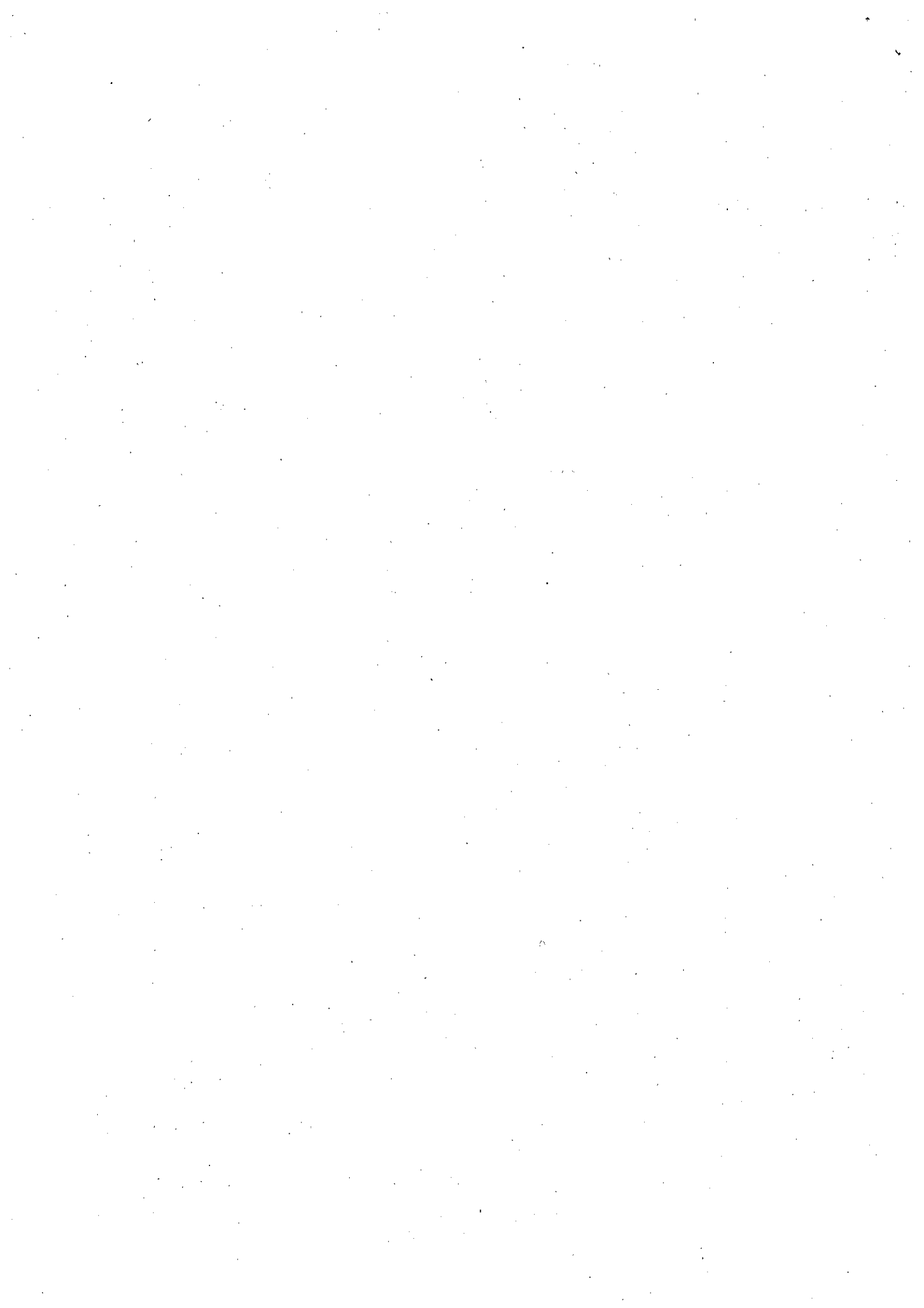
【3款 民生費】

説明書記載頁

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費(3.2.6).....	P1～4 (P12～13)
--------------------------------	---------------

こども部

令和2年6月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
12~13	3 民生費	2 児童福祉費	6 ひとり親世帯臨時特別給付金費	1-1	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費 (給付金) (事務費)	千円
				1-2		599,181 (579,550) (19,631)

1 概 要

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を早期に支給するもの。

2 事業内容

(1) 支給対象者

ア 児童扶養手当受給世帯等への給付（基本給付）

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者

- (ア) 令和2年6月分の児童扶養手当を受けている者【A】
- (イ) 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者【B】
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者等【C】

イ 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付（追加給付）

上記、基本給付の支給対象者【A】又は【B】のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者

(2) 支給手続等

支給対象者	基本給付			追加給付		
	申請	支給額	支給時期※2	申請	支給額	支給時期※2
【A】	不要※1	1世帯 50,000円	令和2年8月中旬に支給予定	必要	1世帯 50,000円	令和2年9月中旬以降に随時支給予定
【B】	必要	第2子以降加算 1人につき 30,000円	令和2年9月中旬以降に随時支給予定			
【C】					なし	

※1 給付金を希望しない場合のみ、受給拒否の届出が必要。

※2 給付金の支給は、原則、児童扶養手当受給者又は申請者名義の口座に振り込み。

3 スケジュール (案)

事 項	R 2					R 3		
	6月	7月	8月	9月	10月	1月	2月	3月
システム改修 【改修期間】 6月中旬～7月下旬	■							
支給データ作製 【抽出日】 システム改修後(8月上旬)			■					
①申請が不要な支給対象者(【A】)への支給(基本給付)								
案内チラシ・受給拒否の届出書等準備・発送 【準備・発送期間】 6月中旬～6月下旬	■							
受給拒否の届出書提出 (受給を希望しない場合のみ) 【届出期間】2週間程度 7月上旬～7月中旬		■						
支給 8月中旬			▼支給					振込不能者等は、3月までに随時支給
②申請が必要な支給対象者(【B】又は【C】)への支給(基本給付)								
【A】の追加給付申請者への支給(追加給付) 【B】の追加給付申請者への支給(追加給付)								
案内チラシ・申請書等準備・発送※ 【準備・発送期間】 7月上旬～7月中旬		■						
申請書受付 【受付期間】 8月上旬～2月下旬			■					
支給 9月中旬以降に支給						■		支給決定後、3月までに随時支給

※【B】又は【C】のうち、これまでに児童扶養手当の申請等がなく、市で把握ができていない世帯については、広報ながさきや子育て応援情報サイト「イーカオ」等で周知を行う。
また、案内チラシや申請書等については、「イーカオ」への掲載や窓口での配布を行う。

4 事業費内訳

項 目		予 算 額
給付金		千円 579,550
19 節 負担金、補助及び交付金	給付金	
	1 基本給付 (347,600 千円)	
	【A】対象世帯 3,925 世帯 × 50,000 円	196,250
	第2子以降加算 2,204 人 × 30,000 円	66,120
	【B】対象世帯 714 世帯 × 50,000 円	35,700
	第2子以降加算 401 人 × 30,000 円	12,030
	【C】対象世帯 561 世帯 × 50,000 円	28,050
	第2子以降加算 315 人 × 30,000 円	9,450
	2 追加給付 (231,950 千円)	
	対象世帯 4,639 世帯 × 50,000 円	231,950
事務費		19,631
01 節 報酬	会計年度任用職員報酬	1,702
03 節 職員手当等	時間外勤務手当	731
04 節 共済費	会計年度任用職員労働保険料	17
09 節 旅費	会計年度任用職員通勤手当	115
11 節 需用費	消耗品費 (事務用コピー用紙ほか)、封筒印刷ほか	930
12 節 役務費	口座振込手数料、郵送料 (案内文) ほか	2,373
13 節 委託料	システム改修委託ほか	12,000
14 節 使用料及び賃借料	パソコン借上料ほか	1,763
計		599,181

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
599,181	599,181	—	—	—	—

※ 国庫支出金：令和2年度母子家庭等対策総合事業費（ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費分・事務費分）補助率：10/10

6 参考

(1) 児童扶養手当対象者

母子家庭や父子家庭などで、次の要件にあてはまる 18 歳に達した最初の年度末までの児童（一定の障害を有する場合は 20 歳未満）を監護している母や父、またはその母や父に代わって児童を養育している方

- ア 父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- イ 父又は母が死亡した児童
- ウ 父又は母が重度の障害にある児童
- エ 父又は母の生死が明らかでない児童
- オ 父又は母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- カ 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- キ 母が婚姻によらないで懐胎し、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ク 父又は母が配偶者からの DV により保護命令を受けた児童

(2) 児童扶養手当月額

(単位：円)

区分		手当月額
本体額 (第1子の額)	全部支給	43,160
	一部支給	10,180~43,150
第2子加算額	全部支給	10,190
	一部支給	5,100~10,180
第3子以降加算額	全部支給	6,110
	一部支給	3,060~ 6,100

(3) 児童扶養手当支給制限限度額

(単位：円)

税法上の 扶養親族 等の数	本人(請求者)				配偶者及び 扶養義務者等	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000

所得額が支給制限限度額内の場合でも、請求者又は対象児童が公的年金等を受けることができるときは、年金額に応じて手当額の全部又は一部を受給できない。